

定例公安委員会開催状況

平成30年11月15日（木）

損害保険会社との包括連携協定の締結について（総務部）

総務部長から、

静岡県警察と損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下「損保ジャパン日本興亜」）は、緊密な相互連携と協力により、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とする包括連携協定を締結する。

協定締結式は11月21日午前10時、警察本部特別会議室において、警察本部からは本部長、本職ほか県警幹部、損保ジャパン日本興亜からは常務執行役員（静岡本部長）、静岡業務部長、他2名が出席して行われる。

協定の内容は

- 地域の見守り活動に関すること
- 特殊詐欺を始めとする各種犯罪の防止に関すること
- サイバーセキュリティ対策に関すること
- 交通安全に関すること
- 災害対策に関すること
- その他静岡県内における安全・安心に関すること

である。

具体的な施策については、協定締結後に損保ジャパン日本興亜と警察との会合を行い検討していく。

旨の報告を受けた。

◇ 委員から、「具体的な施策が決まった段階で報告願う。」旨の発言があり、総務部長が「承知した。損保ジャパン日本興亜側もできる限りのことをしたい旨の申し出があり、県警の要望を合わせ進めていく。」と説明した。

平成30年度12月補正予算案について（総務部）

総務部長から、

平成30年12月県議会定例会に提案する「平成30年度12月補正予算案」は、人件費2億9,400万円、物件費2,100万円、総額3億1,500万円となる。

補正事業は、人件費及び物件費（警察施設災害復旧事業費及び警察施設防災機能強化事業費）である。

旨の報告を受けた。

稲川会大場一家幹部らによる威力業務妨害等事件の検挙について ～熱海こがし祭りの祭典業務を妨害～（刑事部・警備部）

刑事部長から、

本年7月15日、熱海こがし祭りの会場において、暴力団組員同士のトラブルから乱闘事件に発展し、祭典の交通規制を遅延させた威力業務妨害等事件が発生したことから、熱海署、刑事部捜査第四課及び警備部公安課などの合同捜査班は、本年10月31日、被疑者14人を一斉逮捕した。

現在継続捜査中である。

旨の報告を受けた。

◇ 委員から、「県内の暴力団の活動状況はどうか。」旨の質問があり、刑事部長が「山口組は、三つの団体に分裂し相変わらず活動を続けている。県内では本年に入り山口組の具体的な対立抗争事件は起きていないが、暴力的な不法行為やみかじめ料の徴収などは発生している。」旨説明した。

7か国語版防災防犯マニュアル「防災女子」の作成について （警備部・警務部）

警備部長から、

日系を始めとした定住外国人の人口が増加する中、災害時における外国人への情報伝達が課題となっており、県内の外国人居住実態を踏まえた使用頻度から7か国語（英語、ポルトガル語、中国語、韓国語、タガログ語、インドネシア語及びベトナム語）を選定し、7か国語版防災防犯マニュアルを作成した。

防災防犯マニュアルは、女性及び子供を対象に、自ら防犯対策を講じるための「防災女子 赤のまもり」、避難所運営に携わる管理者を対象に、犯罪を生まない避難所作りなどについてまとめた「防災女子 青のまもり」で、いずれも、A4版1枚にまとめ、ハサミを使わずに山折り3回で折り畳んでポケットや財布等に入れて活用できる仕様とした。

今後は被災者、自治体防災部局等への配布、県警察ホームページへの掲載、県民等への周知を図るための報道提供などを行う。

旨の報告を受けた。

◇ 委員から、「台風や地震などの災害発生時に、来日外国人に対する災害情報の提供についてどのように対応するのか。」との質問があり、警備部長が「基本的な災害情報の提供については県や自治体からになる。来日外国人が交番に来た場合には、勤務員が、国際センター職員の通訳を活用するなどして必要な対応をする。」旨の説明をした。

年末特別警戒の実施について（生活安全部）

生活安全部長から、

12月15日から12月31日までの17日間、年末特別警戒を実施する。

12月14日を県下一斉街頭広報日として、県民に対して本活動を周知し、理解と協力を求める。

活動重点は「強盗、特殊詐欺を始めとする各種犯罪の未然防止」及び「飲酒運転の絶無及び高齢者の交通事故防止」である。

期間中は、

- 制服警察官による犯罪多発場所、金融機関（ATMコーナー）、コンビニ等の深夜営業店舗に対する防犯活動の強化
- 金融機関等と連携した特殊詐欺被害防止対策の推進
- 飲酒運転絶無及び交通事故防止に向けた効果的な街頭活動の推進

をする。

旨の報告を受けた。

「信号機のない横断歩道における歩行者優先等を徹底するための 広報啓発強化期間」(全国一斉)の実施について(交通部)

交通部長から、

警察庁において、過去5年間の全国の「自動車対歩行者」の交通死亡事故を分析したところ、

- 大半が道路横断中に発生している
- 信号機のない横断歩道での事故は、自動車の横断歩道手前での減速が不十分なものが多い
- 道路横断中の死亡事故の約7割が横断歩道以外の場所を横断中に発生し、うち8割が歩行者側にも法令違反が認められる

等の特徴が見られることから、信号機のない横断歩道における歩行者優先等を徹底させることを目的に、11月22日から11月28日までの7日間、「信号機のない横断歩道における歩行者優先等を徹底するための広報啓発強化期間」(全国一斉)を実施する。

期間中、横断歩道に関わる交通ルールの遵守に向けた各種広報啓発活動の実施及び街頭活動による啓発・指導を推進する。

本取組期間は、夕暮れ時から夜間における歩行中の交通事故が増加する時期であることから、運転者に対しては早めのライト点灯とハイビームの効果的活用、歩行者に対しては反射材用品等の着用促進の呼び掛けを実施する。

広報は、本日警察庁において全国一斉に行う。

旨の報告を受けた。

-
- ◇ 委員から、「警察庁が交通事故の分析をした結果こういう施策を進めるものである。当県における重点はあるか。」との質問があり、交通部長が、「警察庁からは広報が重点であるとの指示が出ている。強化期間の計画では、各警察署が各種団体を通じて横断歩道における各種指導を徹底したいと考えている。また、JAFは「信号機のない横断歩道」における歩行者優先の実態調査を行い、その結果、本県は一時停止率39.1パーセントで全国第2位であった。この調査結果を踏まえて警察庁でも横断歩道における意識の向上を図りたいとのことであった。」旨説明した。